

村議会とは

村議会とは

議会の役割

道志村を豊かな住みよいむらにするためには、村民全員でまちづくりについて考え、話し合い、実行していくことが大切です。

しかし、村民全員が1ヶ所に集まって話し合うのは無理なことです。

そこで、村民の代表を選挙で選び、この代表者「議員」が集まって住民の意思を決定する機関が「議会」です。

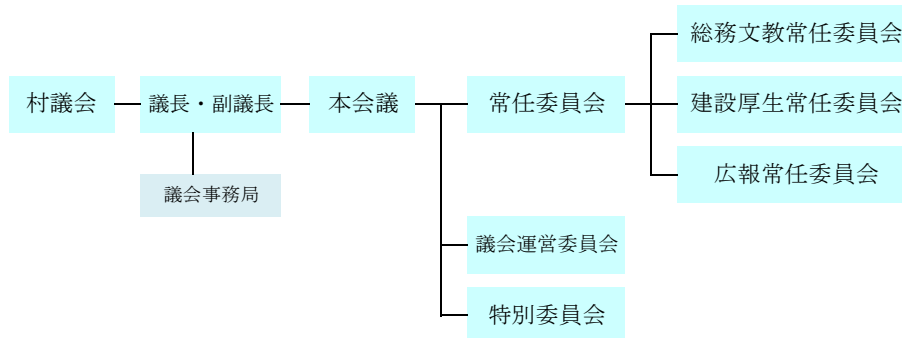
村議会と村長

村議会は村民の代表である議員の話し合いにより、村政を進める上での村の意思を決定したり、村政が適正に行なわれているかを審査したりする機関で「議決機関」といいます。

また、村長は村議会の決定により村政を進めることから「執行機関」といいます。

村議会と村長は、互いに対等の立場に立って、村政について議論しながら村民福祉の向上に全力で努めています。

議会構成



会議の種類

【本会議】

村議会には、年4回（3月、6月、9月、12月）定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。いずれも村長が招集していますが、臨時会は議員の請求により招集する場合があります。

定例会や臨時会において議員定数の半数以上の議員が議場に出席して開かれる会議を「本会議」といいます。

この会議で議会の最終的な意思が決定されます。

【委員会】

村議会は限られた期間の中で、議案や請願、陳情などを審議するためには本会議だけでは十分ではありません。そのため、専門的かつ詳細に審議する委員会が設けられています。

委員会には常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。

常任委員会

常時設置されている委員会で、それぞれの所管に属する事項を審査します。

常任委員会の名称	委員定数	目的及び調査事項
総務文教常任委員会	5人	総務財務税務企画教育等その他、他の常任委員会に属さない事務
建設厚生常任委員会	5人	経済産業土木建設厚生福祉環境保健等に関する事務
広報常任委員会	4人	議会の広報に関する事務

議会運営委員会

議会の運営に関する事項などを協議するために設置されています。

特別委員会

必要に応じて、特定の事件を審議するため本会議の議決により、臨時に設置される委員会です。審議が終了すれば委員会は消滅します。

全員協議会

本会と同様に全議員で構成する会議で、村長が提案した議案についての説明や聴取などを行います。

定数・任期

条例定数	現員数	任期
10人	10人	平成28年5月13日～平成32年5月12日

議員報酬・手当等

区分		報酬月額
議長		160,000円
副議長		140,000円
議員		130,000円
期末手当	6月	報酬月額×1.15×1.6
	12月	報酬月額×1.15×1.7